

外科医師不当起訴事件

外科医師を守る会 会則

第1条（名称）

当会は、「外科医師を守る会」と称する

第2条（所在地）

当会を次の所在地に置く。我孫子市我孫子 4-9-103 渡辺誠二宅

第3条（目的）

当会の目的は、

- 1、 東京都足立区内病院の非常勤外科医師が 2016 年 8 月 25 日に準強制わいせつ罪で不当な逮捕をされて以降、長期拘留され、無罪を求めて裁判でたたかっている外科医師と家族を守り支えることを目的とします。
- 2、 不当な逮捕・勾留を許さず、よって我が国の医療の萎縮・崩壊を防ぎ、国民の健康を守ることを目的とします。

第4条（活動）

上記目的を達成するために以下の活動を行います。

- 1、 無罪を勝ち取るための学習や真相を知らせる活動を行います。
- 2、 外科医師と家族を励まし支援する活動を行います。
- 3、 その他必要な活動を行います。
- 4、 上記に必要な資金を集めます。

第5条（組織）

当会の目的に賛同する個人及び団体をもって構成し、呼びかけ人、代表者、事務局、財政、監査担当者を置きます。

第6条（財政）

財政は寄付等でまかない、財政状況を適時報告します。

付則

この会則は2016年9月15日から発効し、会則改定が必要な場合は運営委員にはかって行います。